

平成二十二年四月二十三日受領
答弁第三九〇号

内閣衆質一七四第三九〇号

平成二十二年四月二十三日

内閣総理大臣 鳩山由紀夫

衆議院議長 横路孝弘殿

衆議院議員馳浩君提出東京国立博物館の展示表示等に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員馳浩君提出東京国立博物館の展示表示等に関する再質問に対する答弁書

一について

独立行政法人国立文化財機構が設置する博物館が国の施設等機関であった時における「伊万里 古九谷様式」という表示については、当時の関係学会等における学術研究の成果等を踏まえて行っていたものであるが、「古九谷伊万里説」について「国は現在どのような認識を持っているか」とのお尋ねについては、お答えする立場にない。また、「伊万里 古九谷様式」という表示をしたことによってどのような影響を与えたかについては承知していないが、いずれにせよ、各博物館において展示される文化財の表示については、それぞれの設置者の責任と判断により行われているものと認識している。

二について

東京国立博物館においては、国の施設等機関であった時においても、所有する文化財についてできるだけ公開する等その文化的活用に努めてきたところであるが、八万件を超える収蔵品の中から限られた数の文化財を展示する必要があったため、その時々での展示の企画内容等に見合った文化財を選定してきたところであり、御指摘の「日本の陶磁」展において展示した文化財の選定についても同様に行ったものである。

その他のお尋ねについては、先の答弁書（平成二十二年三月九日内閣衆質一七四第一八七号）五についてでお答えしたとおりである。

三について

御指摘の「日本のやきもの」展において展示した文化財の中には、御指摘の重要文化財を含め、名称の中に含まれている産地名や分類名を示す部分を区分して別に表示したものがあつたが、これは名称の表示を簡潔に行う等の観点から行ったものである。